

(趣旨)

第1条 この要綱は、年間日照時間が長い本市の地域特性を生かし、太陽光の活用による自然エネルギーの更なる普及を図ることにより、エネルギーの地産地消を促進し、脱炭素社会の構築に寄与するため、民間事業者が実施する太陽光発電設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池その他の設備を用いて太陽光を変換して電気を得る設備をいう。
- (2) 建物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。
- (3) 対象設備 市内に存する建物の屋根又は壁に設置する太陽光発電設備（太陽光発電設備を構成する設備の一部のみを設置する場合を除く。以下同じ。）をいう。ただし、未使用品に限る。
- (4) P P A 建物に対象設備の所有及び管理を行う事業者が当該対象設備を設置し、発電した電力を当該建物の所有者へ有償提供することをいう。
- (5) リース契約 建物の所有者と対象設備の所有者が締結する当該対象設備の賃貸借契約をいう。
- (6) 自家消費 対象設備により発電した電力を自己の所有に属する建物で使用することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、建物に対象設備を設置しようとする個人事業主又は法人その他の団体であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自ら所有し、事業を行う市内の事業所、工場、店舗等（以下これらを「事業所等」という。）に対象設備を設置する者
 - イ 市内の事業所等に当該所有者とのP P A又はリース契約に基づき対象設備を設置する者
 - ウ 市が所有する公共施設に市とのP P A契約に基づき対象設備を設置する者

- (2) 市税等の滞納がない者

(補助事業の設備、区分、経費、要件及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の設備、区分、経費、要件及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

設備	区分	経費	要件	補助金の額
太陽光発電設備	第3条第1号ア又はイに該当する者	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に規定する経費	(1)国実施要領別紙2の1のイ、ウ及びオの要件並びに2ア(ア)の交付要件（g（b）を除く。）を満たしていること。 (2)既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。 (3)他の補助金等を得て導入する設備でないこと。	1キロワット当たり5万円に、太陽電池モジュールのJIS規格などに基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については、四捨五入する。）を乗じて得た額
	第3条第1号ウに該当する者			経費の2分の1以内の額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金交付申請書の様式等）

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に関する見積書等の写し（費用の内訳が記載されているもの）
- (2) 対象設備の設置前の状況が確認できる写真
- (3) 設置予定箇所の位置図（住宅案内図等）
- (4) 太陽電池モジュールの配置図
- (5) 対象設備の形状、規格等が分かるもの（カタログ等）
- (6) 第3条第1号イに該当する場合にあっては、設置承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助事業の内容の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第3号）

（実績報告書の様式等）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業

補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象設備の設置状況が確認できる写真
- (3) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (4) 第3条第1号アに該当する者にあつては対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し、第3条第1号イ又はウに該当する者にあつては対象設備の設置に係るP P A又はリース契約に係る契約書の写し及び補助金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されることを証明できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付請求書の様式)

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

(報告)

第9条 補助事業者は、市長から対象設備により発電された電力量や自家消費量等の実績等に関する報告の求めがあつた場合には、これに応じなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の翌月から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内に、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例による。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が対象設備を処分したときは、既に交付した補助金又はその一部の返還を求めることができる。なお、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務局長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。